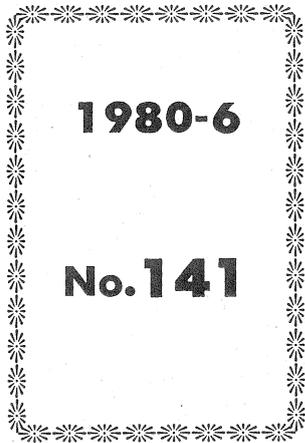


文化庁月報

もくじ



表紙 ジャ・ド・ブッフアの眺め
ポール・セザンヌ画
解説は22ページ
題字デザイン・桑山弥三郎
カット・林美紀子

音楽における早教育 ——「こども芸術劇場」に関連して——…丹羽正明	4
〔報告〕 動的映像の保護保存に関する勧告 政府専門家会議に出席して……………伊藤延男	7
特別展「国分寺」……………稲垣晋也	9

文化庁ニュース	
昭和55年春の褒章受章者決まる……………11	11
昭和55年春の勲章受章者決まる……………11	11
文化振興会議の開催……………12	12
第4回全国高等学校総合文化祭の開催……………12	12
文化庁優秀映画並びにこども向けテレビ用 優秀映画製作奨励金交付作品決まる……………13	13
昭和55年度舞台芸術創作作品募集について……………14	14
昭和55年度芸術家国内研修員決まる……………15	15
重要文化財（美術工芸品）の指定 ——文化財保護審議会の答申——……………15	15
重要文化財・霊台橋の修理終わる……………17	17
適塾——旧緒方洪庵住宅の保存修理終わる……………18	18
〈新設法人紹介〉 社団法人華道未生流……………18	18
文化庁企画・提供「美をもとめて」7月の放送予定……………19	19

〔資料〕 昭和54年度民間芸術等振興費 補助金の交付状況について……………20	20
祭礼歳時記シリーズ ③ 7月の祭り……………榎本由喜雄	23
我が県の文化行政 県民文化の振興をめざして ——新潟県の文化行政——……………南 義昌	25
著作権シリーズ(13) 著作権の制限——引用——……………28	28
文化庁日誌……………30	30
国立劇場ニュース……………31	31

動的映像の保護保存に関する勧告

政府専門家会議に出席して

伊藤延男

(東京国立文化財研究所長)



事務局草案

今回の専門家会議の基礎となる勧告予備草案は、昨春秋に各国に配布されてきた。それを受けて、ユネスコ国内委員会では、文化活動小委員会のなかに、この問題に関する分科会を設けて検討した。私は、その主査を命じられ、下中邦彦・貞閑晴両委員とともに、その検討に加わった。予備草案には、事務局の約束どおり、製作者の権利である著作権への配慮がなされ、また保存対象の決定も各国にゆだねられていた。しかしこの草案は、映像生産量が限られている国や映像の作成・保存が国家の手で行われている国等を念頭において作成された感が強く、日本のように、映像が民間を主として膨大な量作成され、表現・発表の自由が保障されている国の実情を十分に反映していないうらみがあった。また、公的記録所への寄託が義務的であれば、所有権や著作権に重大な制限が加わることになる。これに違反した場合の罰則規定も勧告にはそぐわない。以上のような不備が指摘された。

会議での日本の主張

会議に出席したのは四〇か国の代表と、非加盟国・国際政府機関・同非政府機関からのオブザーバーたちであった。日本は、ユネスコ常駐代表部荒木公使と行田書記官、それに私が出席した。会議の進行は型どおりであって、特に報告することはないから省略し、日本の主張とそれに関連する外国の主張の主なものをあげておこう。

前述の経過にかんがみ、日本は二つの点を中

動的映像とは

私は、去る三月十六日より二十七日までの間、パリ・ユネスコ本部において開催された標記の会議に出席した。ここにその報告を記したい。

動的映像といってもお分かりになりにくい方もあろうが、定義をすれば、音声を伴う、伴わないの別なく、連続して描き出された映像である。簡単にいえば、フィルムやビデオテープ、ビデオディスクの類となる。これらは、現代に特有な新しい表現方式であり、現代を記録し、また文化の重要な一部をなしている。しかるに現実には、傷み、事故が多く、あるいは不確実な保管のため、失われることが多い。だから、これら動的映像は新しい文化遺産として、保護保存されねばならない。このことは、誰しも異論のないところであろう。

これまでの経過

動的映像の保護保存がユネスコにおいてはじめて問題となったのは、第一九回総会（昭和五十一年）であった。次の第二〇回総会（同五十三年）においては、さらに次の第二一回総会で勧告という形で採択することが討議された。この時わが国は、これまでの予備的研究からみると、著作権や表現の自由との抵触が懸念されるし、保存のための寄託を義務化した場合の経費問題も考究されていない点をあげ、決定を延期するか、または対象を文化的価値の高い劇映画等に限定すべきことを提案した。しかしすでに世界の大半は、勧告の作成に傾いており、わが国の主張は多くの国の賛同を得るに至らなかった。そこで日本代表は、勧告作成に当たっては製作者の保護に配慮するとともに、寄託の対象の範囲は国内レベルで定めることができるようにするという事務局側の約束を取り付けたうえで、提案を撤回した。以上がこれまでの経過である。

心として主張することとした。その第一点は、かねてよりの主張である言論・表現・報道の自由に留意すべきこと、第二点は、この種の勧告にふさわしくない制裁条項を削除することであった。幸いなことに、第一点に関しては、米・英・西独・伊・バングラデイスシユとの共同提案により、勧告の前文に挿入することに成功したし、第二点については、英国・西独・伊から同趣旨の修正案が提出され、この条項の削除に成功した。

このほか日本は、表現を全体におだやかなものとするため、多くの修正を提出した。これは英米等も考えを等しくするところであった。英国は、全体にわたり「……すべきである」という表現を「……することが勧奨される」とやわらげることが主張し、また米国は、寄託の制度について、任意の取りきめ・購入・寄贈による取得など、選択の自由度を拡大する案を提出した。そこで会議の空気は勧告を柔軟なものとする方向に急速に進み、わが国の修正案もほとんどすべてが認められるに至った。

勧告のあらまし

こうして今年秋の総会に提出すべき勧告案は、前文及び四章・二三パラグラフからなるものとなった。まず前文では、動的映像の価値とその保存の必要性が説かれているが、そのなかには、言論・表現・報道の自由を人権及び基本的自由の本質的部分として尊重すべきことも織り込まれた。

続く第一章は定義であって、まず動的映像を分類して、シネマトグラフの製作物（劇映画、

短編映画、一般向き科学映画、ニュース映画、ドキュメンタリー、アニメ映画、教育映画等）、テレビジョンの製作物、ビデオグラフの製作物であるとしたのち、プレプリントの材料と、映写用コピーも定義している。続いてはこの勧告の主な対象となる内国製作物の定義がある。この点に関し、一部の国からは、外国の製作物でも重要なもの、自国話にダビングしたり、タイトルを付けたりしたものは加えよとの意見が強く出されたが、否決された。

第二章は一般原則が述べられており、第三章は勧告される手段で、法律的・行政的・技術的・



会議風景（中央が筆者）

補足的各手段に細分されている。なかで重要な点を若干摘記すると、文化遺産を形成する動的映像を組織的に保存するため、各国は公的に認められた寄託所がその国の内国製作物を獲得できるようにすること、寄託する物は完全なコピーで最高品質のものとする、寄託者は寄託物に近づくことができること、寄託所は限定した観衆に見せることができること、すべての保存が究極目的だが、それまでは選択のシステムを設けること、外国映画も寄託を奨励されること、もしこれが失敗したときは別の手段をとる、ということ、等である。なお、最後の項は強制寄託の可能性を残すので、わが国は理論的矛盾ありとして保留した。第四章は国際協力関係である。

勧告を生かす日本の道

この会議において、日本は西側諸国のうちでも終始主導的な役割を果たし、わが国の主張をほぼすべて認めさせることに成功した。このことは、ひとえに荒木・行田両代表の努力に負うところであるが、また日本のもつ国際社会での重みの現れともいえるだろう。

この勧告案がそのまま秋の総会で採択されることは、ほとんど間違いない。そうなればこの勧告を前向きに検討し、趣旨にそって施策を講ずることが、わが国に課せられた責務となろう。わが国にはすでに国立国会図書館、東京国立近代美術館のフィルムセンター、NHKのライブラリー等、動的映像保護の施設は存在するので、これらに公的に認められた寄託所としての役割を賦与しつつ、いかに有機的な活用をはかるかが今後の大きな課題となるだろう。

編集後記

○昭和五十五年度になつてほぼ三か月を経過したところであるが、各省庁では早くも来年度予算要求の作業が始まり、担当者には一足早く暑い夏が到来したかのようである。財政当局は、来年は今年以上に厳しい財政事情になると予測しているようであるが、文化の時代の声がようやく定着し、国民の文化行政に対する期待がふくらみつつある今日、文化振興の芽がしばむことのないよう願いたいものである。

○こどもや青少年の豊かな情操の養成や健全な成長に資することを趣旨として、文化庁が毎年実施していることも芸術劇場・青少年芸術劇場が七月下旬から全国各地で開催される。巻頭では、この事業に長いこと関係し、その充実に努力してこられた丹羽正明氏に、音楽における早期教育の必要性やこども芸術劇場の意義などを論じていただいた。(〇)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課
TEL(〇三)二六八―二四一(代表)

「文化庁月報」六月号

(通巻第一四一号)

昭和55年6月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 きょうせい

本社〒104東京都中央区銀座7丁目4番12号

営業所〒162東京都新宿区西五軒町52番地

電話(〇三)二六八―二四一(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 (株)行政学会印刷所

定価 一八〇円(送料二九円)
年間購読料 二、一六〇円(送料共)